（一）　第参百九拾六號　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　みいけ　毎月5・10・15・20・25・30日発行　昭和三十年九月十日（土）

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人　山本博置
三鉱勞組印刷工場

三鉱勞組機関紙

統一闘争で企業整備粉砕

炭勞企闘第23號指令を發す

炭勞中央企闘委員会は八月三十日三十一日の二日間にわたり開かれたとの会議は先に中央委員会で決定された石炭鉱業合理化臨時措置法成立に伴う企業整備反対闘争方針を具体化するためのもので、中央執行部吉賀局長、九州炭勞勝野局長、道炭勞佐々木副委員長、磐炭勞高橋局長、山炭勞堀原氏が出席した。

中央執行部提出の反対闘争推進に関する案を討議した後、三十一日石炭合理化成立に伴う企闘推進に関する指令（企闘第二十三号）を決定した。

この指令の要旨は次の通りで戦略コース、戦術、当面のスケジュール、調査団の編成からなり各支部職場の実情にもとづいて強力な統一闘争をくむことにより合理化法に対決することゝし、闘いの焦点を十月下旬開催予定の炭勞大会以降としている。

石炭合理化法案成立に伴う企闘推進に関する指令（二三号）

戦略コース

第一次闘争

（九月一日より九月二十日まで）

一、資本別、支部別における団交による長期計画の完全掌握
①生産計画（特に竪坑開サク、機械化、坑口切羽の集約）
②資金計画
③労務計画
④鉱の立地条件
⑤販売計画
⑥その他特別事項

二、各支部職場、居住における企業整備に対する教宣の徹底と闘争体制の確立、支部、坑口、職場毎に発生する合理化や組合員の不平や不満を各職場毎に理解せしめ統一するため大衆討議と組織化活動をする。

第二次闘争

（九月二十日以降大会まで）

企闘各ブロック合同会議における統一行動の推進をはかり企業合理化の完全なる粉砕をはかる。

第三次闘争

（炭勞大会以降）

第一次、第二次闘争を通じ高揚した意識と同一指標に対する完全なる統一行動の推進をはかり企業合理化の完全なる統一行動の推進をはかり企業合理化の完全なる粉砕をはかる。

戦術

画一闘争は行わない。

1、第一次、第二次闘争に対しては企業整備の内容と規模に応じ柔軟的な戦術を資本、支部の実情に応じ採用し画一的機械的闘争推進は行わない。

2、闘いの焦点は大会后、規模、時期、条件の相異する企業整備反対闘争に対する実力行使は画一的に規整することは困難であるが、第一次、第二次闘争を通じての各支部の体制確立と意識の高揚により実行可能なるよう努力する。従って企業整備反対闘争の焦点を炭勞大会以降（十月下旬予定）にもとめ各社の合理化に対しては十四社の総力を結集して対決する。

當面の日程

八月三十日　三十一日　中央企闘（中央委員会の決定の具体化及び指令）
九月一日　八社企闘（中央企闘方針を消化し、直ちに具体的行動方針を開始する）
九月三日　八社各社団交申入れ（長期計画の解明）
九月四日　九共闘、宇部各地方、企闘ブロック（中央企闘方針を消化し直ちに具体的行動を開始する）
九月六日　九共闘宇部各中小支部団交申入れ（長期計画の解明）
九月十日　調査団編成完了（各支部の実態調査）
九月十五日　まで各支部、各資本別団交終了。
九月二十日　中央企闘、八社、九共闘、宇部ブロック合同対策委員会（具体的統一闘争確立）

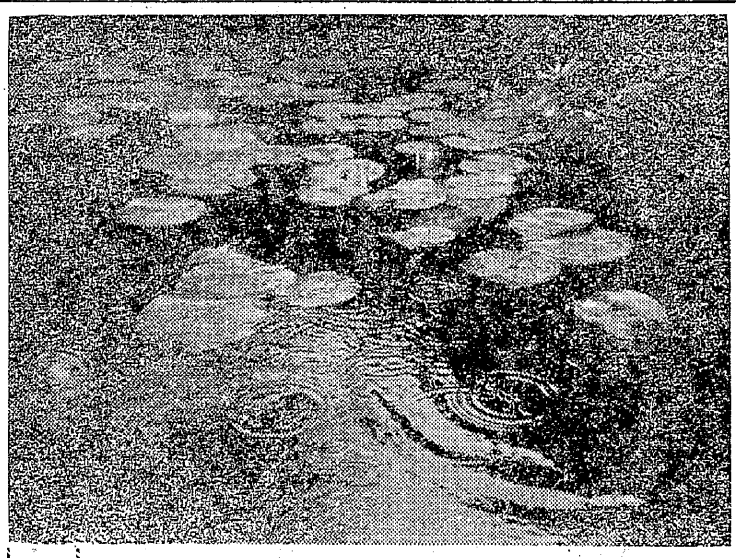

秋の足音

前進

西田勞相に抗議する

九月六日、鳩山内閣は総評に対する対策を研究することを決定した。提案者は西田勞働大臣であるがこの対策（法的弾圧措置）は勞働省、法制局、内閣審議室で研究すると言う慎重かつ徹底したものである。そこでこの目的であるが総評の政治活動に制限を加えるためとあり、砂川の基地拡張反対闘争指導を特に取り上げているようであるが真のねらいは「再軍備促進、資本主義経済政策」に対する一大脅威であり、同時に鳩山内閣の土台をゆさぶる革新勢力伸張の中心となる総評を何とかして憎悪きにしたいとの魂胆であることは余りにも明白である。

◇

総評の生い立ちは既に周知の通りデフレの強行と組合運動の後退期、即ち左派系の指導に対する右派の批判、共産党系の指導に対する民同派の批判を中核として電産、国鉄、全逓等の組織問題からその自己批判の結論として誕生した（二五、七、十一日）ものである。従って総評の基本綱領が政党からの自由と中立自主を謳い、反共の線を打ち出したことも当然であった。

その後二十六年三月の第二回大会において「再軍備反対、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和」のいわゆる平和四原則を掲げ、国際自由勞連への加盟をタナ上げしたことや二十七年七月の第三回大会で、「反共民同のカラを打ち破らねばならない」との決定を見たことは反共の牙城としてその生長を期待したアメリカや保守党内閣に取っては耐え難い失望の種であったに違いない。而も其の後の方向が所謂「町ぐるみ、家族ぐるみ」の闘争方針を強化し、保守党の議席を脅かすような革新政党進出の原動力となりつゝあるのを目の前にしては世論も手段も選ぶらえで対策に腐心することもわれ〳〵は覚悟せねばならない。

◇

そこでこのような政府の暴挙に対し、幸い世論は組合活動の自主性を認めているようではあるが、最近三、四年の総評の方針を目して政治的偏向との批判が執拗に繰り返されている折柄われ〳〵自身がこの総評の変貌発展を理解する必要がある。即ち二十七年七月には破防法が成立し日米行政協定に基くも百カ所の軍事基地が発表された政治的背景を忘れてはならない。即ち総評が反共民同の線から数次の脱皮をして彼等の言うように「鶏の卵と思って温めたらアヒルが育った」ことは総て再軍備のシワ寄せに対する全勞働者と全民衆の順調な反応であることを訴えて今後更に加わるであろう組織弾圧の政策に備えねばならない。

會社の封建性が原因

小倉大衆團交事件公判

去る五月十三日午後九時、大衆団交中警官隊の不当介入によって敎宣部長ほか五名が逮捕され、引続き五月十六日組合長ほか十二名が逮捕され、その結果五月二十七日暴力行為、傷害事件として十一名起訴された小倉炭鉱事件に関し九月二日午前十時から小倉裁判所宮脇判事係で第一回公判が行はれた冒頭検察側の起訴状朗読の後、各被告の認否を行ったが、

全被告共「起訴状にある如き一切の行為は行っていないし、又共同してやったこともない」として起訴事実を否認し、続いて鳥津組合長、池田書記長そのほかより会社側の不当行為の連続と検察、警察の不当弾圧を指摘した。

弁護団（佐伯、大家、今長、諫山各弁護士、えび谷特別弁護人）又冒頭陳述で、

○原被告に関する七月十六日事件は余りにも明白なデッチ上げ事件であり全く事実無根である。

このような事件すら起訴する検察官だから十一名の事件も又何等根拠のないことが充分判断できるし、無罪を確信する。

○今回の起訴は明らかに組合関係者が解雇せんとする会社とグルになった検察、警察の不当弾圧である。

○この事件の原因は、会社の古い封建性維持の考え方と組合員のドレイ的生活からの自覚めとの争いであり、勞働運動の中における勞使関係の実体究明の点より充分判断さるべきである。

などと陳述し、次回会社側証人三名を検察側申請して閉廷した。

和解手續難行

組合側主張

本件事態は明らかに会社側の不当な勞務管理の結果生じたものであり、会社側が組合側の誠意を認めぬ限り如何に和解に努力して頂いても無駄である。

組合側も和解に応じた以上全面的な要求獲得は主張しないが、少くとも組合運動の自主性が確保されなければならない。よって本問題を一応もとのサヤに収め、勞使冷静に自己批判し、勞使関係を再検討するためには十三名の首切りは一応全面撤回されなければならない。以上の主張に対し、裁判所としては、

会社側も十三名の解雇は絶対ひかれないといっている。このまま争議が続けば結局、会社も休山或いは閉山ということにもなりかねないし、このことはそんなに遠いことではないと考えられる。組合側も資本主義経済のワクという現実との矛盾を充分理解して再検討して貰いたい。

以上の結果、代理人（弁護士）と裁判所の打合せの上、九月五日勞使それぞれの代理人としての案（組合側に拒否権あり）を裁判所にもちよることになった。

炭勞企闘二三号指令

三鉱連長期計畫中闘委会確認

中央委員会以前発令の企闘指令と第二三号指令との関連についてすでに発令した指令は大会決定の基本方針に基き発令した指令であり、中央委の決定は基本方針に基き新事態に対処する決定であり、一貫した指令である。

第二三号指令は十四社の統一闘争を組織し、敵の企図を粉砕するにあり、指令の内容（第一、第二、第三次闘争等）は綜合的な点を示しているので個々に出て来る問題はそれぞれ個々に対処する。

三鉱連長期計画闘争に対する権限移譲については第二三号指令による戦略コース（第一、第二、第三次闘争計画）を機械的に押しつけるものでなく、現実に闘っている闘争の推移により指置することになった。したがって三鉱連中闘委会は炭勞統一闘争の推進に努力することは当然であるが、既定の方針に従い闘争を推進することになった。

公告

三池炭鉱勞働組合懲戒規程第四章第三六条に基き左記の通り公告致します

裁決書

三川支部機械工一一七五九
酒井善為
主文

右は懲戒規程第二章各条各号に該当せざるものと認めこれを却下する

理由

昭和三十年八月三日、三川支部委員会に於て委員野口観蔵に依り一部執行委員が渡辺商店の衣料品を斡旋する過程における癒着の疑に関し、提案された緊急質問並びに同年八月十二日支部委員会の決議に基き懲戒規程第十二条第二号けん責の項に該当するものとして提訴がなされた右癒着の疑は委員野口観蔵提出書類並びに渡辺勝則、渡辺公男運輸の申立書に基くものであり本懲戒委員会はこれ等提出された書類並びに調査に基き事実審理を行いたる結果、三回に亘り接待に応じたるは事実なるも行先又は行動に於いて一部相違せる事実もあり、然も後日提出された渡辺勝則の申立書は当初のものと相違し氏名、場所、日時行動が甚だ不明確であり。此の事実は対決審理（証二十二号）においても確証の把握に困難を極めた。

又此の癒着の事実行為が何等かの目的或いは意図のもとになされたとは判断されず、事務としても現れていない。此の事は接待者である渡辺が便宜供与を受けるべく御機嫌し接待したる意図なしと謂う証言（証十一号）からも明確である。

依って本懲戒委員会は被提訴者酒井善為が取った行為は当時支部長として儀礼以上の行動をなし又疑惑を招くが如き癒着を受けたるものと認定する。

裁決書

三川支部内電一二〇〇三
谷端一信
主文

右は懲戒規程第二章各条各号に該当せざるものと認めこれを却下する

理由

昭和三十年八月三日三川支部委員会において委員野口観蔵により一部執行委員が渡辺商店の衣料品をあつせんする過程に於ける癒着の疑に関し提案された緊急質問並びに同年八月十二日支部委員会の決議に基き、懲戒規程第十二条第二号けん責の項に該当するものとして提訴がなされた。

右癒着の疑は委員野口観蔵提出書類並びに渡辺勝則、渡辺公男運輸の申立書に拠るものであるが、谷端は当時三川支部勝勞働部長の職責にあり一回のみ渡辺商店の接待を受けたる事実の外何等関係なき事が明かである。

而も接待を受けたるものではなく、又接待を受けたるを以って何等の便宜も供与せず、接待者である渡辺勝則も接待する事により便宜供与の目的を有して居たものでもないことを証言している。

依って本懲戒委員会は右の行為が当時勞働部長として儀礼以上の行動をなし且つ疑惑を招くが如き癒着を受けたるものではないと判断し慎重審議の結果主文の如く裁決する。

昭和三十年九月六日
三池炭鉱勞働組合懲戒委員会
（以下同文）

裁決書

三川支部仕繰工一〇四〇三
山田一男
主文

右は懲戒規程第二章各条各号に該当せざるものと認めこれを却下する

理由

昭和三十年八月三日三川支部委員会において、委員野口観蔵により一部執行委員が渡辺商店の衣料品をあつせんする過程に於ける癒着の疑に関し提案された緊急質問、並びに同年八月十二日支部委員会の決議に基き、懲戒規程第十二条第二号けん責の項に該当するものとして提訴がなされた。

右の癒着の疑は委員野口観蔵提出書類並びに渡辺勝則、渡辺公男運輸の申立書に拠るものであるが、山田は当時三川支部勝勞働部長の職責にあり一回のみ渡辺商店の接待を受けたる事実の外それ以外は何等関係なき事が明かである。

而も接待を受けるに当り山田は何等これを強いたるものではなく、又接待を受けたるを以って何等の便宜も供与せず、接待者である渡辺勝則も接待する事により便宜供与の目的を有して居たものでもないことを証言している。

依って本懲戒委員会は右の如き行為が当時勞働部長として儀礼以上の行動をなし且つ疑惑を招くが如き癒着を受けたるものではないと判断し慎重審議の結果主文の如く裁決する。

昭和三十年九月六日
三池炭鉱勞働組合懲戒委員会
（以下同文）

裁決書

三川支部機械工一一七五九
酒井善為
主文

右は懲戒規程第二章各条各号に該当せざるものと認めこれを却下する

理由

昭和三十年八月三日、三川支部委員会に於て委員野口観蔵に依り一部執行委員が渡辺商店の衣料品を斡旋する過程における癒着の疑に関し、提案された緊急質問並びに同年八月十二日支部委員会の決議に基き懲戒規程第十二条第二号けん責の項に該当するものとして提訴がなされた右癒着の疑は委員野口観蔵提出書類並びに渡辺勝則、渡辺公男運輸の申立書に基くものであり本懲戒委員会はこれ等提出された書類並びに調査に基き事実審理を行いたる結果、三回に亘り接待に応じたるは事実なるも行先又は行動に於いて一部相違せる事実もあり、然も後日提出された渡辺勝則の申立書は当初のものと相違し氏名、場所、日時行動が甚だ不明確であり。此の事実は対決審理（証二十二号）においても確証の把握に困難を極めた。

又此の癒着の事実行為が何等かの目的或いは意図のもとになされたとは判断されず、事務としても現れていない。此の事は接待者である渡辺が便宜供与を受けるべく御機嫌し接待したる意図なしと謂う証言（証十一号）からも明確である。

依って本懲戒委員会は被提訴者酒井善為が取った行為は当時支部長として儀礼以上の行動をなし又疑惑を招くが如き癒着を受けたるものと認定する。

裁決書

三川支部内電一二〇〇三
谷端一信
主文

右は懲戒規程第二章各条各号に該当せざるものと認めこれを却下する

理由

昭和三十年八月三日三川支部委員会において委員野口観蔵により一部執行委員が渡辺商店の衣料品をあつせんする過程に於ける癒着の疑に関し提案された緊急質問並びに同年八月十二日支部委員会の決議に基き、懲戒規程第十二条第二号けん責の項に該当するものとして提訴がなされた。

右癒着の疑は委員野口観蔵提出書類並びに渡辺勝則、渡辺公男運輸の申立書に拠るものであるが、谷端は当時三川支部勝勞働部長の職責にあり、一回のみ渡辺商店の接待を受けたる事実の外何等関係なき事が明かである。

而も接待を受けるに当り谷端がこれを強いたるものではなく、又接待を受けたるを以って何等の便宜も供与せず、接待者である渡辺勝則も接待する事により便宜供与の目的を有して居たものでもないことを証言している。

依って本懲戒委員会は右の行為が当時勞働部長として儀礼以上の行動をなし且つ疑惑を招くが如き癒着を受けたるものではないと判断し慎重審議の結果主文の如く裁決する。

昭和三十年九月六日
三池炭鉱勞働組合懲戒委員会
（以下同文）

裁決書

三川支部仕繰工一〇四〇三
山田一男
主文

右は懲戒規程第二章各条各号に該当せざるものと認めこれを却下する

理由

昭和三十年八月三日三川支部委員会において、委員野口観蔵により一部執行委員が渡辺商店の衣料品をあつせんする過程に於ける癒着の疑に関し提案された緊急質問、並びに同年八月十二日支部委員会の決議に基き、懲戒規程第十二条第二号けん責の項に該当するものとして提訴がなされた。

右の癒着の疑は委員野口観蔵提出書類並びに渡辺勝則、渡辺公男運輸の申立書に拠るものであるが、山田は当時三川支部勝勞働部長の職責にあり一回のみ渡辺商店の接待を受けたる事実の外それ以外は何等関係なき事が明かである。

而も接待を受けるに当り山田は何等これを強いたるものではなく、又接待を受けたるを以って何等の便宜も供与せず、接待者である渡辺勝則も接待する事により便宜供与の目的を有して居たものでもないことを証言している。

依って本懲戒委員会は右の如き行為が当時勞働部長として儀礼以上の行動をなし且つ疑惑を招くが如き癒着を受けたるものではないと判断し、慎重審議の結果主文の如く裁決する。

昭和三十年九月六日
三池炭鉱勞働組合懲戒委員会
（以下同文）